

本法令日本語訳集は、JICA技術協力専門家等が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がベトナムの法令を理解するための参考資料として公開するものです。法律上の問題に関しては法令のベトナム語原文を参照してください。JICAは、本法令日本語訳集の内容の正確性について保証せず、利用者が本法令日本語訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

仮和訳者 国際協力専門員 弁護士 塚原 正典

ベトナム法令

ベトナムで勤務する外国人労働者及びベトナムに所在する外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の採用、管理に関する規定する議定（政令）（番号 152/2020/NĐ-CP）

※2019年労働法（番号 45/2019/QH14）の詳細を規定する議定（政令）です。

※工業団地及び経済区の管理を規定する議定（政令）（番号 35/2022/NĐ-CP）第 72 条による修正を反映しています。

目次

第一章 総則	3
第1条 調整範囲	3
第2条 適用対象	4
第3条 用語の解釈	5
第二章 外国人労働者使用の需要の承認；労働許可書発給対象でない外国人労働者；労働許可書の発給、再発給、期限延長及び回収	6
第1節 外国人労働者使用の需要の承認	6
第4条 外国人労働者の使用	6
第5条 請負事業者の外国人労働者使用	7
第6条 外国人労働者使用の報告	8
第2節 労働許可書発給対象でない外国人労働者	8
第7条 外国人労働者が労働許可書発給対象とならない場合	8
第8条 労働許可書発給対象でない外国人労働者の確認	9
第3節 労働許可書の発給	10
第9条 労働許可書発給提議書類	10
第10条 労働許可書の期限	13
第11条 労働許可書発給の手順	13
第4節 労働許可書の再発給	14
第12条 労働許可書を再発給する場合	14
第13条 労働許可書再発給提議書類	14
第14条 労働許可書再発給の手順	14
第15条 再発給された労働許可書の期限	15
第5節 労働許可書の期限延長	15
第16条 労働許可書の期限延長の条件	15
第17条 労働許可書期限延長の提議書類	15
第18条 労働許可書期限延長の手順	15

第 19 条 延長された労働許可書の期限	16
第 6 節 労働許可書の回収	16
第 20 条 労働許可書が回収される場合	16
第 21 条 労働許可書回収の手順	16
第三章 ベトナムに所在する外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の採用、管理	17
第 22 条 ベトナムに所在する外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の採用、管理の権限	17
第 23 条 ベトナム人労働者の採用予定登録書類	17
第 24 条 外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の採用の手順、手続	18
第 25 条 外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の責任 ..	18
第 26 条 ベトナム人労働者を使用する際のベトナムに所在する外国組織、外国人の責任	19
第 27 条 ベトナム人労働者の採用、管理権限を有する組織の責任	19
第 28 条 雇用サービス組織、労働派遣企業の責任	20
第四章 施行条項	20
第 29 条 施行効力	20
第 30 条 施行責任	20

政府

番号：152/2020/NĐ-CP

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

ハノイ 2020年12月30日

ベトナムで勤務する外国人労働者及びベトナムに所在する外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の採用、管理について規定する議定（政令）¹

2019年11月20日の労働法に基づき；

2020年6月17日の投資法に基づき；

2020年6月17日の企業法に基づき；

労働傷病兵社会省大臣の提議に従い；

政府はベトナムで勤務する外国人労働者及びベトナムに所在する外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の採用、管理について規定する議定（政令）を発行する。

第一章 総則

第1条 調整範囲

この議定（政令）は、以下の労働法の条項に従ったベトナムで勤務する外国人労働者及びベトナムに所在する外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の採用、管理について規定する。

- ベトナムに所在する外国人労働者及び労働法第154条1項、2項及び9項が規定する労働許可書発給対象でないベトナムで勤務する外国人労働者に対する、労働法第157条が規定する労働許可書、労働許可書発給対象でないことの確認書の発給、再発給、期限延長、回収の条件、手順、手続。
- 労働法第150条3項が規定するベトナムに所在する外国組織、外国人（以下「外国組織、外国人」という）に対して勤務するベトナム人労働者の採用、紹介、管理の詳細を規定する。

¹ 本稿は2023年6月8日時点での仮和訳である。工業団地及び経済区の管理を規定する議定（政令）（番号35/2022/NĐ-CP）第72条による修正を反映している。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり、個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について、仮和訳者及びその所属する組織、法律事務所はいっさいの責任を負わない。

なお、本仮和訳では、Nghị địnhを原則として「議定（政令）」と訳しているが、「政令」と呼ばれることが少なくないので、両方を併記する。

第2条 適用対象

1. 以下の各型式に従ったベトナムで勤務する外国市民である労働者（以下「外国人労働者」という）。
 - a) 労働契約の実施；
 - b) 企業内部での勤務場所の移動；
 - c) 経済、商業、金融、銀行、保険、技術科学、文化、スポーツ、教育、職業教育及び医療に関する各種契約、合意の実施；
 - d) 契約に従ったサービス提供者；
 - e) ベトナム法令に従って活動を許可されたベトナムに所在する外国政府組織、国際組織に対する勤務；
 - g) ボランティア；
 - h) 商業拠点設立者；
 - i) 管理者、運営責任者、専門家、技術労働者；
 - k) ベトナムでプロジェクト、請負²を実施する者；
 - l) ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約が規定する、ベトナムでの勤務を許可されたベトナムに所在する外国代表組織の構成員の家族。
2. 外国人の使用者は以下からなる：
 - a) 企業法、投資法又はベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に従って活動する企業；
 - b) 請負を担当する請負事業者³、契約実施者；
 - c) 権限を有する機関により設立を許可された企業、機関、組織の駐在事務所、支店；
 - d) 国家機関、政治組織、政治－社会組織、政治社会－職業組織、社会組織、社会－職業組織；
 - d) 権限を有するベトナムの機関から、ベトナム法令の規定に従った登録書の発給を得た外国政府組織；
 - e) 法令の規定に従って設立された事業組織、教育事業；
 - g) ベトナムに所在する国際組織、外国プロジェクト事務所；政府、政府首相、省、省同格機関が法令の規定に従った設立と活動を許可した機関、組織；

² 「請負」の原文は *thàu* である。規模の大きな建設、工事のプロジェクトで投資家が入札で施工業者を選定し、落札した事業者が請負事業者 *Nhà thàu* となることが想定されていると思われる。

³ 「請負事業者」の原文は *Nhà thàu* である。

- h) 事業協力契約又は法令の規定に従って活動登録された外国人請負における外国投資家の運営事務所；
 - i) 法令の規定に従った弁護士職業組織；
 - k) 協同組合法の規定に従った協同組合，協同組合連合会；
 - l) 法令の規定に従って経営活動を許可された経営世帯，個人。
3. ベトナムに所在する外国組織は，権限を有するベトナムの機関からベトナム領土内の活動を許可された機関，組織であり，以下からなる：
- a) 外国の外交機関，領事機関，国際連合に属する国際組織の代表機関，地域組織；
 - b) 外国の通信社，新聞社，放送局，テレビ局の常駐事務所；
 - c) 国際組織，外国政府の関連組織，外国政府に属する組織；
 - d) 権限を有するベトナムの機関から法令の規定に従って登録書を発給された外国の非政府組織；
 - d) 外国の経済，商業，財政，銀行，保険，科学－技術，文化，教育，医療，法令諮問の領域における活動をする外国組織のベトナムに所在する代表事務所。
4. ベトナムに所在する外国人で，この条第3項が規定する組織で勤務する外国人，又は権限を有するベトナムの機関によりベトナムに居住許可を得た者。
5. ベトナムに所在する外国組織，外国人に対して勤務するベトナム人労働者。
6. ベトナムに所在する外国組織，外国人に対してベトナム人労働者の採用，紹介，管理に関連するサービスを提供する雇用サービス組織及び労働派遣企業。

第3条 用語の解釈

1. 企業内部での外国人労働者の勤務場所の移動は，ベトナムの領土内で商業拠点として設立された外国企業の管理者，運営責任者，専門家，技術労働者が，その企業内部のベトナムの領土内での移転をすることで，その前に少なくとも12か月間連續でその外国人労働者はその企業に採用されているものである。
2. ボランティアは，ベトナムが加盟する国際条約を実施するために外国人労働者がボランティアの形式で賃金を得ることなくベトナムで勤務するもので，ベトナムに所在する外交機関又は国際組織の確認があるものである。
3. 外国人労働者である専門家は，以下の場合の一つに属する：

- a) 大卒又はそれと同等の学歴又があり、その者がベトナムで勤務を予定する業務上の位置付けに符合して教育を受けた専門領域で少なくとも3年以上の勤務経験がある；
 - b) ベトナムで勤務を予定する業務上の位置付けに符合した業務で少なくとも5年以上の勤務経験があり、その業務について職業証明書を有する；
 - c) 労働傷病兵社会省の提議に従った政府首相の決定による特別な場合。
4. 管理者は、企業法第4条24号が規定する企業管理者又は機関、組織の長、副長である者である。
 5. 運営責任者は、機関、組織、企業に直属する部局の長である者、又は機関、組織、企業に直属する部局の直接運用を行う者である。
 6. 外国人労働者である技術労働者は、以下の場合の一つに属する：
 - a) 技術その他の専門的教育を少なくとも1年間受け、教育を受けた専門領域で少なくとも3年勤務した；
 - b) ベトナムで勤務を予定する業務上の位置付けに符合した業務を少なくとも5年経験した。
 7. 商業拠点は、外国資本を有する経済組織；ベトナムに所在する外国商人の駐在事務所、支店；事業協力契約における外国投資家の運営事務所である。
 8. 外国人労働者である契約に従ったサービス提供者は、少なくとも2年（24か月）ベトナムに所在する商業拠点でない一つの外国企業で勤務して、この条第3項が規定する専門家の規定に合致する。
 9. サービスの提案の形式で勤務する外国人労働者は、ベトナムに住んでおらずベトナムから収入を得ず、サービス提供者を代表してそのサービス提供者のサービス販売に関する活動に参加しないが、公衆にサービスを直接売ることはなく、サービス提供に直接参加しない外国人労働者である。

第二章 外国人労働者使用の需要の承認；労働許可書発給対象でない外国人労働者；労働許可書の発給、再発給、期限延長及び回収

第1節 外国人労働者使用の需要の承認

第4条 外国人労働者の使用

1. 外国人労働者使用の需要の確認
 - a) 外国人労働者使用予定日の少なくとも30日前に、使用者（請負事業者を除く）は、ベトナム人労働者がまだ適合しない業務ごとに外国人労働者使用の需要の確認をして、外国人労働者が勤務予定の地の労働傷病兵社会省又は省、中央直轄市の人民委員会（以下「省級人民委員会」という）に、

この議定（政令）に添付して発行する付属書類 I の書式 01/PL I に従って説明を報告する責任を負う。

この実施の過程で、外国人労働者使用の需要が変更となった場合は、使用者は、労働傷病兵社会省又は省級人民委員会に、外国人労働者の使用予定日の少なくとも 30 日前に、この議定（政令）に添付して発行する付属書類 I の書式 02/PL I に従って報告をしなければならない。

- b) 労働法第 154 条 3 項、4 項並びに 5 項、及びこの議定（政令）第 7 条 1 項、2 項、8 項、9 項、10 項、11 項、12 項並びに 13 項が規定する場合、使用者は外国人労働者使用の需要の確認をする必要はない。
2. 労働傷病兵社会省又は省級人民委員会は、外国人労働者使用の需要又はその変更の説明の報告を受けた日から 10 営業日以内に、この議定（政令）に添付して発行する付属書類 I の書式 03/PL I に従った業務ごとに外国人労働者使用に関して文書で承認、又は不承認をする

第 5 条 請負事業者の外国人労働者使用

1. 外国人労働者を採用する前に、請負事業者はベトナムで請負をするために採用する外国人労働者の人数、専門性の程度、能力、経験を一覧にして、採用予定の外国人労働者の業務についてベトナム人労働者採用の提議を請負事業者が請負を実施する地の省級人民委員会に、この議定（政令）に添付して発行する付属文書 1 の書式 04/PL I に従って提出する。

請負事業者が一覧にした労働者数の調整、補充をする必要がある場合、この議定（政令）に添付して発行する付属文書 1 の書式 05/PL I に従って投資主は請負事業者が使用する労働者需要の調整、補充の方法を確認しなければならない。

2. 省級人民委員会委員長は、地方の機関、組織がベトナム人労働者を請負事業者に紹介、供給することを指導し、又はその他の地方の機関、組織がベトナム人労働者を請負事業者に紹介、供給することを協働する。500 人以上のベトナム人労働者の採用の提議を受け取った日から最大で 2 か月間、100 人以上 500 人未満のベトナム人労働者の採用の提議を受け取った日から最大で 1 か月間、100 人未満のベトナム人労働者の採用の提議を受け取った日から最大で 15 日間経過しても、請負事業者にベトナム人労働者を紹介、供給できない場合、この議定（政令）に添付して発行する付属文書 1 の書式 06/PL I に従って、省級人民委員会委員長は請負事業者がベトナム人労働者を採用できなかつた業務につき外国人労働者を採用することを検討して、決定する。
3. 投資主は、ベトナム人労働者及び外国人労働者の使用に関する一覧を監察して請負事業者に内容を正しく実施することを要請する；法令の規定に従つて請負事業者に対して勤務する外国人労働者の採用、使用に関する各規定の

実施につき請負事業者を案内，督促，検査する；外国人労働者が法令の規定を実施することを監督及び管理する；7月5日及び翌年1月5日より前に，この議定（政令）に添付して発行する付属文書1の書式07/PL Iに従って，年初6か月及び1年の外国人労働者使用状況に関する報告をする責任を負う。

年初6か月の資料は，前年の12月15日からの6月14日までの期間のものである。1年の資料は前年の12月15日から12月14日までの期間のものである。

4. 毎年，又は臨時に，労働傷病兵社会局は，請負事業者による外国人労働者に対する法令の規定の実施状況の検査を主宰し，省，市の公安機関，省の国境警備隊，国境，国境ゲート，戦略的水路，地域，地点の国防省の部局，及び関連する機関と協働して，検査結果についての報告を省級人民委員会，労働傷病兵社会省，公安省，国防省に報告する。

第6条 外国人労働者使用の報告

1. 7月5日及び翌年1月5日の前に，この議定（政令）に添付して発行する付属文書1の書式07/PL Iに従って，年初6か月及び1年の外国人労働者使用状況に関する報告をする。年初6か月の資料は，前年の12月15日からの6月14日までの期間のものである。1年の資料は前年の12月15日から12月14日までの期間のものである。
2. 7月5日及び翌年1月5日の前，又は要請に従って臨時に，労働傷病兵社会局は，この議定（政令）に添付して発行する付属文書1の書式08/PL Iに従って，地域の外国人労働者の状況について労働傷病兵社会省に報告する責任を負う。年初6か月及び1年の資料の期間は国家行政機関の報告制度に関する政府の規定に従って実施する。

第2節 労働許可書発給対象でない外国人労働者

第7条 外国人労働者が労働許可書発給対象とならない場合

労働法第154条3項，4項，5項，6項，7項及び8項が規定する場合に加えて，労働許可書発給対象とならない外国人労働者は以下のとおりである。

1. 3,000,000,000 ドン以上を出資した有限責任会社の所有者又は社員。
2. 3,000,000,000 ドン以上を出資した株式会社の取締役会の会長又は取締役。
3. WTO コミットメントの11のサービスに属する企業における内部異動で以下からなるもの：経営，情報，建設，流通，教育，環境，金融，医療，観光，娯楽及び運輸。

4. 専門及び技術に関する諮問サービス提供又は研究、建設、鑑定、評価、管理、克服する任務の実施、及び権限を有するベトナムの機関と外国が締結したODAに関する国際条約の規定又は合意に従ってODAを使ったプログラム、プロジェクトの実施のためにベトナムに入国する者。
5. 法令の規定に従って外務省からベトナムでの活動許可書を得た通信社、報道機関。
6. 権限を有する外国の機関、組織によって、外国又は国際連合の外交代表機関に属するインターナショナルスクール；ベトナムが締結し、加盟する協定に従って設立された事業所、組織で教育、研究に携わるべくベトナムに派遣された者。
7. この議定（政令）第3条2項が規定するボランティア。
8. 30日未満の勤務期間で、1年間に3回を超えないでベトナムに入国する管理者、運営責任者、専門家及び技術労働者。
9. 法令の規定に従って中央、省級の機関、組織が締結した国際合意を実施するためベトナムに入国した者。
10. ベトナムの機関、組織、企業で実習の合意がある、外国の学校、教育機関で学習中の学生、生徒；ベトナムの船舶上で実習する学生。
11. この議定（政令）第2条1項1号が規定するベトナムにおける外国代表機関の構成員の家族。
12. 公用パスポートを携帯して国家機関、政治組織、政治－社会組織で勤務する者。
13. 商業拠点設立の責任を負う者。
14. 教育訓練省により、教育、研究のためにベトナムへの入国が確認された者。

第8条 労働許可書発給対象でない外国人労働者の確認

1. 労働傷病兵社会省又は労働傷病兵社会局は労働許可書発給対象でない外国人労働者の確認の権限を有する。
2. 使用者は、外国人労働者の勤務開始日の少なくとも10日前に、外国人労働者勤務予定地の労働傷病兵社会省又は労働傷病兵社会局に対して労働許可書発給対象でない外国人労働者の確認を提議する。

労働法第154条4項、6項並びに8項及びこの議定（政令）第7条1項、2項、8項及び11項が規定する場合、労働許可書発給対象でない外国人労働者の確認の手続きは必要ではないが、労働傷病兵社会省又は労働傷病兵社会局に、外国人労働者がベトナムで勤務開始予定日の少なくとも3日前に、以下を報告しなくてはならない：氏名、年齢、国籍、パスポート番号、外国人労働者の使用者の氏名、勤務の開始日及び終了日。

労働許可書発給対象でない外国人労働者の確認期間は最大で2年であり、この議定（政令）第10条の規定に従う。労働許可書発給対象でない外国人労働者の再確認をした場合、その期間は最大で2年である。

3. 労働許可書発給対象でない外国人労働者の確認提議書類は以下からなる：
 - a) この議定（政令）に添付して発行する付属文書1の書式09/PL Iに従った労働許可書発給対象でない外国人労働者の確認提議書；
 - b) この議定（政令）第9条2項が規定する健康証明書又は健康診断書；
 - c) 外国人労働者使用需要承認文書。但し、外国人労働者使用需要を確定する必要がない場合を除く；
 - d) 法令の規定に従った価値を有するパスポートの正式な写し；
 - e) この項b号、c号及びd号が規定する書類の原本又は正式な写し1部、外国の文書である場合は、領事による合法化、ベトナム語への翻訳、及び正式性の確認が必要である。ただし、ベトナム社会主義共和国及び関連する外国が共に加盟する国際条約、相互主義の原則又は法令の規定に従って領事による合法化が免除される場合を除く。
4. 労働許可書発給対象でない外国人労働者の確認提議書類を全て受け取った日から5営業日以内に、労働傷病兵社会省又は労働傷病兵社会局は、この議定（政令）に添付して発行する付属文書1の書式10/PL Iに従って、外国人労働者労働許可書発給対象でないことを文書で確認する。確認しない場合は、理由を明記した文書で回答する。

第3節 労働許可書の発給

第9条 労働許可書発給提議書類

1. この議定（政令）に添付して発行する付属文書1の書式11/PL Iに従った使用者の労働許可書発給提議書類。
2. 権限を有する外国若しくはベトナムの医療機関、組織により発行された、健康であるとの結論を出した日から提出の日まで12か月以内である、有効な健康証明書若しくは健康診断書、又は保健省大臣の規定に従った十分に健康であることの証明書。
3. 司法履歴票又は外国人労働者が刑罰を執行されている者、前歴が抹消されていない者若しくは現に外国、ベトナムの刑事責任を追及されている者ではないことの確認文書。
司法履歴票又はこの確認文書は発給日から6か月以内に提出する。
4. 管理者、運営責任者、技術労働者であり、以下の業種を証明する文書、書類：

- a) この議定（政令）第3条4項、5項が規定する管理者、運営責任者であることの証明文書；
 - b) 以下からなる、この議定第3条3項、6項が規定する専門家、技術労働者であることの証明文書：専門家、技術労働者の経験年数に関する外国の機関、組織、企業の文書、証明書、確認文書；
 - c) 外国のサッカー選手の経験の証明書、外国のサッカー選手に発行された国際移籍証明書（ITC）、又はベトナムサッカー連盟のクラブの選手の一時的若しくは正式な登録を確認するベトナムサッカー連盟の文書；
 - d) 外国人パイロットにつき、権限を有するベトナム若しくは外国の機関によって発行され、外国のパイロットのために権限を有するベトナムの機関が承認した許可書、又は交通運輸省が発給した航空機上の業務を許可する専門証明書；
 - d) 航空機の保守点検業務を行う外国人労働者につき、権限を有するベトナム又は外国の機関が発給し、権限を有するベトナムの機関が承認した航空機の保守点検の専門性の程度証明書；
 - e) 外国船員につき、権限を有するベトナムの機関による専門性証明書又は専門性証明書公認書；
 - g) スポーツ指導員につき、文化スポーツ観光省によって承認されたスポーツの好成績証明書又は、以下の資格の少なくとも一つ：アジアサッカー連盟（AFC）のサッカー指導員B級、AFCのゴールキーパー指導員1級、AFCのフィットネス指導員1級、AFCのフットサル指導員1級又はAFCが公認する外国の指導員の級；
 - h) 教育法、大学教育法、職業教育法及び教育訓練省大臣が発行した外国语、情報科学センターの活動規則に従った程度に関する規定と合致する文書で、権限を有する機関が発給したもの。
5. 提出日までの6ヶ月以内に撮影した2枚のカラー写真（4cm x 6cm、白い背景、顔は正面を向く、帽子なし、色付きメガネなし）。
 6. その需要確定の必要がない場合を除き、外国人労働者使用需要承認文書。
 7. 法令の規定に従った有効なパスポートの正式な写し。
 8. 外国人労働者に関連した以下の書類：
 - a) この議定（政令）第2条1項b号が規定する外国人労働者につき、ベトナムの領土内での企業の商業拠点にその労働者を派遣する文書、及びその労働者がベトナムに派遣される前に少なくとも12か月連續でその企業に採用されていたことを証明する文書；

- b) この議定（政令）第2条1項c号が規定する外国人労働者につき、ベトナム側と外国側で協力する契約書又は合意書。その中にはベトナムで勤務する外国人労働者に関する合意がなければならない；
- c) この議定（政令）第2条1項d号が規定する外国人労働者につき、ベトナム側と外国側で協力するサービス提供契約書、及び少なくとも2年間ベトナムで商業拠点を有していない外国企業に対して勤務していたことを証明する文書；
- d) この議定（政令）第2条1項d号が規定する外国人労働者につき、サービス提供者がサービス提供のためにベトナムに入国する外国人労働者を選定した文書；
- d) この議定（政令）第2条1項e号が規定する外国人労働者につき、ベトナムに所在する外国の非政府組織、国際組織に派遣する外国人労働者を選定した機関、組織の文書（但し、この議定（政令）第2条1項a号が規定する場合を除く）及び法令の規定に従ったベトナムに所在する外国の非政府組織、国際組織の活動許可書
- e) この議定（政令）第2条1項i号が規定する外国人労働者につき、外国の企業、機関、組織のベトナムで勤務する外国人労働者を選定し、勤務予定の役割に合致していることを示す文書

9. 特別な場合における労働許可書発給提議書類は：

- a) 労働許可書の発給を受けており、その効力が残っているが、労働許可書における同じ業務上の役割、同じ業務上の職名で異なる使用者に対して勤務する需要がある外国人労働者につき、新たな労働許可書発給提議書類は以下からなる：その労働者が現に働いていることに関する前の使用者の確認文書、この条第1項、5項、6項、7項、8項が規定する各書類及び発給されている労働許可書の正式な写し；
- b) 労働許可書の発給を受けており、その効力が残っており、法令の規定に従った労働許可書に記載された業務上の役割、業務上の職名又は勤務形式を変更するが、使用者は変更しない労働者につき、新たな労働許可書発給提議書類はこの条第1項、4項、5項、6項、7項及び8項が規定する各書類及び発給されている労働許可書の正式な写しである。

10. 領事による合法化、各書類の正式認証：

この条第2項、3項、4項、6項及び8項が規定する各書類は、原本または正式な写し1部が必要で、外国文書の場合は、領事による合法化が必要である。ただし、ベトナム社会主義共和国及び関連する外国が共に加盟する国際条約、相互主義の原則又は法令の規定に従って領事による合法化が免除され

る場合を除く。ベトナム語への翻訳及び法令の規定に従った正式性の確認が必要である。

第 10 条 労働許可書の期限

発給された労働許可書の期限は以下の場合に従うが、2年を超えない：

1. 締結する労働契約書の期限。
2. ベトナムで勤務する外国人労働者を選定した外国当事者の期限。
3. ベトナムと外国の間の協力に関して締結した契約又は合意の期限。
4. ベトナムと外国の間の協力に関して締結したサービス提供の契約又は合意の期限。
5. サービス提供者の、サービス提供交渉のためにベトナムに入国する外国人労働者選定文書の期限。
6. 機関、組織、企業の活動許可において確定された期限。
7. サービス提供者の、商業拠点設立のためにベトナムに入国する外国人労働者選定文書の期限。
8. 外国人労働者が、ベトナムで設立済みの商業拠点の活動に参加できることを証明する文書の期限。
9. この議定（政令）第4条1項b号が規定する外国人労働者使用需要の説明報告が不要な場合を除いて、外国人労働者使用承認文書の期限。

第 11 条 労働許可書発給の手順

1. 外国人労働者のベトナムでの勤務開始予定日から少なくとも15日前に、外国人労働者の勤務予定地の労働許可書発給提議書類を労働傷病兵社会省又は労働傷病兵社会局に送付しなければならないが、送付する者を以下のように規定する。
 - a) この議定第2条1項a号、b号、e号、g号、i号及びk号が規定する形式で外国人労働者が勤務する場合、使用者；
 - b) この議定第2条1項c号及びd号が規定する形式の場合、外国人労働者が勤務するベトナムの機関、組織、企業又はベトナムで活動する外国の機関、組織、企業；
 - c) この議定第2条1項d号及びh号が規定する形式の場合、サービスの提案をするためにベトナムに入国する労働者、商業拠点を設立する責任を負う者。
2. 労働許可書提議書類を全て受け取った日から5営業日以内に、勤務予定地の労働傷病兵社会省又は労働傷病兵社会局は、この議定（政令）に添付して発行する付属文書1の書式12/PL Iに従って外国人労働者に対して労働許可

書を発給する。労働許可書の書式は労働傷病兵社会省が印刷して統一的に発行する。労働許可書を発給しない場合は、理由を明記した文書で回答する。

3. この議定第2条1項a号が規定する外国人労働者につき、労働許可書の発給を受けた後、使用者と外国人労働者はベトナムの労働法令に従って勤務予定期の前に文書で労働契約を締結しなければならない。

使用者は締結した労働契約書を、それを発行した権限を有する機関の要請に従って送付しなければならない。送付する労働契約書は原本又は正式な写しである。

第4節 労働許可書の再発給

第12条 労働許可書を再発給する場合

1. 期限が残っている労働許可書の紛失。
2. 期限が残っている労働許可書の破損。
3. 期限が残っている労働許可書に記載されている氏名、国籍、パスポート番号、勤務場所の変更。

第13条 労働許可書再発給提議書類

1. 使用者の労働許可書再発給提議文書はこの議定（政令）に添付して発行する付属文書1の書式11/PL Iに従う。
2. 提出日までの6ヶ月以内に撮影した2枚のカラー写真（4cm x 6cm、白い背景、顔は正面を向く、帽子なし、色付きメガネなし）。
3. 以下の場合は発給済みの期限が残っている労働許可書：
 - a) この議定（政令）第12条1項が規定する労働許可書の紛失の場合、外国人労働者が居住する地の社級公安機関又は法令の規定に従った権限を有する外国の機関の確認がなければならない；
 - b) 労働許可書の記載内容の変更の場合、証明書類がなければならない。
4. 外国人労働者使用需要の確定が不要な場合を除き、外国人労働者使用需要承認書。
5. この条第3項及び第4項が規定する書類は、この議定第12条1項が規定する場合を除き、原本又は正式な写しが必要で、外国の文書の場合は、領事による合法化、ベトナム語への翻訳が必要である。ただし、ベトナム社会主義共和国及び関連する外国が共に加盟する国際条約、相互主義の原則又は法令の規定に従って領事による合法化が免除される場合を除く。

第14条 労働許可書再発給の手順

労働許可書再発給提議書類を全て受け取った日から 3 営業日以内に、労働傷病兵社会省又は労働傷病兵社会局は労働許可書再を発給する。再発給しない場合は、理由を明記した文書で回答する。

第 15 条 再発給された労働許可書の期限

再発給された労働許可書の期限は、勤務をしている外国人労働者が労働許可書再発給を提議した時点までの期間を除いた、以前に発行された労働許可書の期限である。

第 5 節 労働許可書の期限延長

第 16 条 労働許可書の期限延長の条件

1. 労働許可書に少なくとも 5 日、但し 45 日を超えない期限が残っている。
2. 権限を有する機関が、この議定第 4 条又は第 5 条が規定する外国人労働者使用の需要を承認する。
3. 発給済みの労働許可書の内容に従って引き続き使用者に対して外国人労働者が勤務することの証明書類。

第 17 条 労働許可書期限延長の提議書類

1. 使用者の労働許可書期限延長提議書類は、この議定（政令）に添付して発行する付属書類 I の書式 11/PL I に従う。
2. 提出日までの 6 ヶ月以内に撮影した 2 枚のカラー写真（4cm x 6cm, 白い背景、顔は正面を向く、帽子なし、色付きメガネなし）。
3. 発給済みの期限が残っている労働許可書：
4. 外国人労働者使用需要の確定が不要な場合を除き、外国人労働者使用需要承認書。
5. 法令の規定に従った有効なパスポートの正式な写し。
6. この議定（政令）第 9 条 2 項が規定する健康証明書又は健康診断書。
7. 外国人労働者が発給済みの労働許可書の内容に従って引き続き使用者に対して外国人労働者が勤務することを証明する、この議定（政令）第 9 条 8 項が規定する書類のうちの一つ。
8. この条第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項が規定する書類は、原本又は正式な写しが必要で、外国の文書の場合は、領事による合法化、ベトナム語への翻訳が必要である。ただし、ベトナム社会主義共和国及び関連する外国が共に加盟する国際条約、相互主義の原則又は法令の規定に従って領事による合法化が免除される場合を除く。

第 18 条 労働許可書期限延長の手順

1. 労働許可書の期限となる日の少なくとも 5 日前, 但し 45 日を超えない期間に, 使用者は労働許可書期限延長提議書類を, 労働許可書を発給した労働傷病兵社会省又は労働傷病兵社会局に提出する。
2. 労働許可書期限延長提議書類を全て受け取った日から 5 営業日以内に, 労働傷病兵社会省又は労働傷病兵社会局は労働許可書の期限を延長する。延長しない場合は, 理由を明記した文書で回答する。
3. この議定（政令）第 2 条 1 項 a 号が規定する外国人労働者につき, 労働許可書期限が延長された後, 使用者及び外国人労働者は引き続き勤務する予定日の前にベトナムの労働法令の規定に従った書面による労働契約を締結しなければならない。

第 19 条 延長された労働許可書の期限

延長された労働許可書の期限はこの議定（政令）第 10 条の規定に従うが, 1 回あたり最大で 2 年である。

第 6 節 労働許可書の回収

第 20 条 労働許可書が回収される場合

1. 労働法第 156 条 1 項, 2 項, 3 項, 4 項, 5 項, 6 項及び 7 項の規定に従って労働許可書が効力を失った。
2. 使用者又は外国人労働者がこの議定（政令）の規定を正しく実施しない。
3. 外国人労働者がベトナムで勤務する過程でベトナム法令を正しく実施せず, 社会の安寧, 秩序, 安全に影響を与える。

第 21 条 労働許可書回収の手順

1. この議定（政令）第 20 条 1 項が規定する場合, 労働許可書の効力を失った日から 15 日以内に, 使用者は外国人労働者から労働許可書を回収して, それを発給した労働傷病兵社会省又は労働傷病兵社会局に提出する。回収する必要があるが回収できない場合は, 回収の理由を明記した文書を添付して提出する。
2. この議定（政令）第 20 条 2 項, 3 項が規定する場合, 労働許可書を発給した労働傷病兵社会省又は労働傷病兵社会局は, この議定（政令）に添付して発行する付属書類 I の書式 13/PL I に従って労働許可書回収決定を発出し, 使用者が外国人労働者の労働許可書回収をして労働許可書を発給した労働傷病兵社会省又は労働傷病兵社会局に提出するために使用者に通知する。

3. 回収された労働許可書を受け取った日から 5 営業日以内に、労働傷病兵社会省又は労働傷病兵社会局は、労働許可書を回収したことを確認する文書を使用者に送付する。

第三章 ベトナムに所在する外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の採用、管理

第 22 条 ベトナムに所在する外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の採用、管理の権限

1. ベトナムに所在する外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の採用、管理の権限を有する組織（以下「ベトナム人労働者の採用、管理権限を有する組織」という）は以下からなる：
 - a) 外務省が資格を割り当て、委任し、任務を与え、依頼し、又はその入札を落札した組織；
 - b) 労働傷病兵社会局が資格を割り当て、委任し、任務を与え、依頼し、又はその入札を落札した組織。
2. この条第 1 項 a 号が規定する組織は、以下の外国組織、外国人に対して働くベトナム人労働者の採用、管理をすることができる：
 - a) この議定（政令）第 2 条 3 項 a 号、b 号、c 号及び d 号が規定する外国組織；
 - b) この議定（政令）第 2 条 3 項 a 号、b 号、c 号及び d 号が規定する外国組織に対して勤務している外国人。
3. この条第 1 項 b 号が規定する組織は、以下の外国組織、外国人に対して働くベトナム人労働者の採用、管理をすることができる：
 - a) この議定（政令）第 2 条 3 項 d 号が規定する外国組織；
 - b) この議定（政令）第 2 条 3 項 d 号が規定する外国組織に対して勤務している外国人。権限を有するベトナムの機関がベトナムに居住することを許可した外国人。

第 23 条 ベトナム人労働者の採用予定登録書類

1. この議定（政令）に添付して発行する付属書類 II の書式 01/PL II に従った労働者の採用予定登録票。
2. 以下の書類のうち一つの、正式な写し：出生証明書；人民証明書；市民証明書⁴。
3. 権限を有する医療機関の、提出の日まで 12 か月以内である、有効な健康証明書又は健康診断書。

⁴ 「市民証明書」の原文は giấy căn cước công dân である。

4. 採用予定登録をする労働者の業務に関する技術・業務の専門性、外国語の程度についての文書、証明書の正式な写し。外国の文書である場合は、領事による合法化が必要である。ただし、ベトナム社会主義共和国及び関連する外国が共に加盟する国際条約、相互主義の原則又は法令の規定に従って領事による合法化が免除される場合を除く。ベトナム語への翻訳及びベトナムの法令に従った正式性の確認が必要である。

第 24 条 外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の採用の手順、手続

1. ベトナム人労働者使用の需要がある場合、外国組織、外国人は直接、又は雇用サービス組織、労働者派遣企業又はベトナム人労働者の採用、管理権限を有する組織を通じて、採用する。
2. ベトナム人労働者の採用、管理権限を有する組織を通じた採用の場合、外国組織、外国人はベトナム人労働者採用提議文書をベトナム人労働者の採用、管理権限を有する組織に送付する。その文書内には、ベトナム人労働者の業務上の役割、人数、技術・業務の専門性、外国語の程度、採用活動の期間、ベトナム労働者及び外国組織、外国人の勤務の過程における権益、義務に関する要請並びに採用が必要な業務ごとの退職時期を明記しなければならない。

外国組織、外国人の提議文書を受け取った日から 15 営業日以内に、ベトナム人労働者の採用、管理権限を有する組織は外国組織、外国人の提議文書に従ったベトナム人労働者の採用、管理を行う責任を負う。上記の期限が終了したが、ベトナム人労働者の採用、管理権限を有する組織が外国組織、外国人の提議文書に従ったベトナム人労働者の採用、紹介ができない場合、理由を明記した文書で回答する。

3. ベトナム人労働者と労働契約を締結した日から 7 営業日以内に、外国組織、外国人はベトナム人労働者と締結した労働契約の正式な写しを添付した文書及びこの議定（政令）第 23 条 2 項、4 項が規定する書類をベトナム人労働者の採用、管理権限を有する組織に送付して通知しなければならない。

第 25 条 外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の責任

1. ベトナムの労働に関する法令の規定を順守する。
2. 外国組織、外国人と締結した労働契約の条項を正しく実施する。
3. 外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の採用、管理権限を有する組織の規定を正しく実施する。

第 26 条 ベトナム人労働者を使用する際のベトナムに所在する外国組織、外国人の責任

1. 労働法の規定及び現行の規定を正しく実施する。
2. ベトナム人労働者と締結した労働契約を正しく実施する。
3. 每年 12 月 15 日の前に、又は要請に従って臨時に、ベトナム人労働者を使用する外国組織、外国人は外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の採用、使用の状況を、この議定（政令）に添付して発行する付属書類 II の書式 02/PL II に従って、年次報告する。年次報告資料の期間は前年の 12 月 15 日から報告時の 12 月 14 日までであり、以下の報告対象に対して報告する。
 - a) この議定（政令）第 2 条 3 項 a 号、b 号、c 号及び d 号が規定する外国組織、外国人は、この議定（政令）第 22 条 1 項 a 号が規定するベトナム人労働者の採用、管理権限を有する組織に報告する；
 - b) この議定（政令）第 2 条 3 項 d 号が規定する外国組織、外国人は、この議定（政令）第 22 条 1 項 b 号が規定するベトナム人労働者の採用、管理権限を有する組織に報告する。

第 27 条 ベトナム人労働者の採用、管理権限を有する組織の責任

1. 外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の採用予定登録書類及びベトナム人労働者採用提議文書を受け取る。
2. 外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の採用、紹介及び管理を行う。
3. 外国組織、外国人の要請に合致する、ベトナム法令に従ったベトナム人労働者の教育、能力向上に参加する。
4. 每年 12 月 20 日の前、又は要請に従って臨時に、ベトナム人労働者の採用、管理権限を有する組織は外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の採用、管理の状況を、この議定（政令）に添付して発行する付属書類 II の書式 03/PL II に従って報告する。報告する。年次報告資料の期間は前年の 12 月 15 日から報告時の 12 月 14 日までであり、以下の報告対象に対して報告する。
 - a) 外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の採用、管理を実施する、外務省が資格を割り当て、委任し、任務を与え、依頼し、又はその入札を落札した組織は、外務省に報告する；
 - b) 外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の採用、管理を実施する、労働傷病兵社会局が資格を割り当て、委任し、任務を与え、依頼し、又はその入札を落札した組織は、労働傷病兵社会局に報告する。
5. この議定（政令）の規定への違反行為をした機関、組織に対する処分権限を有する機関、個人を建議する。

6. 法令が規定するその他の任務を実施する。

第 28 条 雇用サービス組織、労働派遣企業の責任

毎年 12 月 15 日の前、又は要請に従って臨時に、雇用サービス組織、労働派遣企業は外国組織、外国人に対して勤務するベトナム人労働者の供給又は労働派遣の状況を、この議定（政令）に添付して発行する付属書類 II の書式 04/PL II に従ってベトナム人労働者の採用、管理権限を有する組織に報告する。報告する。年次報告資料の期間は前年の 12 月 15 日から報告時の 12 月 14 日までである。

第四章 施行条項

第 29 条 施行効力⁵

1. この議定（政令）は 2021 年 2 月 15 日から施行効力を有する。
2. 2018 年 10 月 8 日の議定（政令）140/2018/NĐ-CP によって修正、補充された 2016 年 2 月 3 日の議定（政令）11/2016/NĐ-CP 及び 2014 年 7 月 28 日の議定（政令）75/2014/NĐ-CP は、この議定（政令）の効力発生日から効力を失う。
3. 接続条項：
 - a) 議定（政令）140/2018/NĐ-CP によって修正、補充された 2016 年 2 月 3 日の議定（政令）11/2016/NĐ-CP の規定に従った外国人労働者に関する承認文書、労働許可書発給不要の確認文書、発給済み、再発給された労働許可書は、引き続きその期限が終了するまで使用することができる；
 - b) この議定が効力を有する日の前に締結済みでまだ効力が残っている、ベトナムで勤務する外国人労働者に対する労働契約は、議定（政令）140/2018/NĐ-CP によって修正、補充された 2016 年 2 月 3 日の議定（政令）11/2016/NĐ-CP の規定に従った労働許可書の期限まで引き続き実施する。

第 30 条 施行責任

1. 労働傷病兵社会省の責任

※責任内容につき a 号から g 号が規定されているが省略した。

2. 外務省の責任

※責任内容につき a 号から d 号が規定されているが省略した。

3. 国防省の責任

※責任内容を規定する本文を省略した。

⁵ この条項に記載されている、効力を失う議定（政令）の名称は省略している。

4. 公安省の責任

※責任内容につき a 号, b 号が規定されているが省略した。

5. 省, 中央直轄市の人民委員会の責任

※責任内容につき a 号から d 号が規定されているが省略した。

6. 労働傷病兵社会局の責任

※責任内容につき a 号から i 号が規定されているが省略した。

6a. 工業団地, 経済区で勤務する労働者に対して, 工業団地, 経済区の管理委員会は以下の責任を負う。

a) 工業団地, 経済区で勤務する外国人労働者に対する労働許可証の発給, 再発給, 延長, 回収及び労働許可書発給が不要な外国人労働者の確認。

b) 就業規則の登録の実施。

c) 職業技能の養成、強化の結果に関する年次報告書の受領。

d) 企業の年間 200 時間を超えて 300 時間までの時間外労働実施の通知の受領。

7. 各省の大臣, 省同格機関の長, 政府機関の長, 省, 中央直轄市の人民委員会委員長及び関連を有する機関, 組織, 個人はこの議定（政令）を施行する責任を負う。

首相

グエン・スアン・フック

※付属文書 I (各種書式) 及び同 II (各種書式) の仮和訳は省略した。